

事業番号	157
------	-----

平成26年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	あさひ学園施設管理事業						担当部	健康福祉部							
	会計区分	一般会計			事業類型	一般		担当課	地域福祉課							
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	障がい福祉係							
	総合計画 分野別計画	主目的	2 保健・福祉		9 障がい者(児)福祉		3 障害福祉サービスなどを充実します									
		副目的														
	予算区分	款	3		項	1		目	2		大	8		中	3	
	根拠法令・個別計画	小牧市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例														
	目的 (対象をどのような状態にするのか)	市内に住む就学前の心身障害児や親に対して、早期療育、障がい児保育の充実を図る。														
	内容 (手段)	<p>◆25年度実施内容 母子通園による障がい児の療育などを行う施設(利用料は無料)の維持管理及び運営を小牧市社会福祉協議会に委託している。(H18から指定管理者) ・施設の運営管理(相談支援、療育指導等) ・施設や設備の維持管理 ・施設内の物品管理 ・修繕(1件あたり100万円未満)などを委託した。</p> <p>◆25年度直接経費の内訳 あさひ学園管理運営委託料(56,632千円) 駐車場用地借上料(2,130千円) あさひ学園用備品購入費(210千円)</p> <p>◆26年度直接経費の内訳 あさひ学園管理運営委託料(65,693千円) 駐車場用地借上料(2,132千円)</p>														
	受益者負担	無														

		単位	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	60,542	61,998	58,972	67,825	
		正職員	従事者数	人	0.10	0.10	0.10	0.10
			人件費	千円	526	526	526	526
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計	千円	61,068	62,524	59,498	68,351	
	対前年比	%			102.3	95.1	114.8	
財源	一般財源	千円	61,068	62,524	59,498	68,351		
	国・県支出金	千円	0	0	0	0		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業	活動指標名	単位		H23	H24	H25	H26
	績	開園日数	日	目標	—	—	—
実績				220	212	207	
登録者数(毎日組)		人	目標	—	—	—	—
			実績	49	38	42	
登録者数(週1日組)		人	目標	—	—	—	—
			実績	58	51	53	
成果指標名	単位		H23	H24	H25	H26	
1日あたりの利用者数(毎日組)	人	目標	—	—	—	—	
		実績	19	20	24		
1日あたりの利用者数(週1組)	人	目標	—	—	—	—	
		実績	6	5	6		

事業の自己評価	平成25年度の実施結果	事業の達成状況	「あさひ学園」の維持管理及び運営を指定管理者である小牧市社会福祉協議会に委託し、就学前の親子(毎日組42人、週一日組53人)に対し、早期療育、障がい児保育を実施した。また、施設を安全に利用できるよう、消防や各種設備の保守点検。清掃などを実施した。				
		事業実施における課題	隣接する公立の第一幼稚園との交流事業を更に進めていく。				
		事業を縮小・廃止したときの影響	この事業自体は、障がい児を育てる父母の自主教育の場の確保から始まり。現在の母子通園の形態をとっている。民間事業所で同様の形態をとるところはなく、就学前の心身障がい児や親に対して、早期療育、障がい児保育の機会を提供できなくなる。				
	平成26年度の改善内容	26年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	児童福祉法に基づく障害児通所支援を提供する事業所との役割分担を明確にし、就学前の心身障がい児や親に対して、早期療育、障がい児保育の機会を提供していく。第一幼稚園との交流については、療育支援研修会等に参加するとともに、お互いの園の活動や行事に参加するなど児童同士が関わりをもつ機会を設ける。				
	平成27年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)			
	判定理由	隣接する公立の第一幼稚園との交流事業が十分な状況でないものの、就学前の心身障がい児や親に対して、早期療育、障がい児保育の機会を提供することができているため、現状維持と判断した。					
	27年度以降の改善案	児童福祉法に基づき障害児通所支援を提供する事業所との役割分担を明確にするるとともに、隣接する第一幼稚園と交流を深めるため、お互いの園の活動や行事に参加するなど児童同士が関わりをもつ機会を増やしていく。					

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。 引き続き指定管理者のモニタリングに努め、利用者アンケート結果を活かすなど利用者の満足度が高まる施設運営に努めること。